明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○都市計画に関する件
（東北地方整備局一六二～一六四）　一
○道路に関する件
（関東地方整備局三八九、三九一）　二
○自動車専用道路に関する件
（同三九〇）　二
○都市計画に関する件
（北陸地方整備局一〇〇）　二
○道路に関する件（同一〇一、一〇二）　二
○道路に関する件
（中部地方整備局一七六）　三
○道路に関する件
（近畿地方整備局二〇五）　三
○道路に関する件
（四国地方整備局七八、七九）　三
○道路に関する件
（九州地方整備局二三二～二三六）　三
○道路に関する件
（北海道開発局一四六、一四七）　三

〔官庁報告〕
官庁事項
中国地方整備局公示（中国地方整備局）油濁防止管理者養成講習の実施について　四
（北海道運輸局、東北同、関東同、北陸信越同、中部同、近畿同、中国同、四国同、九州同、神戸運輸監理部、沖縄総合事務局）

〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　四
裁判所
破産、免責関係　四
特殊法人等
平成二十五事業年度・年度財務諸表（独立行政法人国民生活センター・独立行政法人大学入試センター・独立行政法人海洋研究開発機構・独立行政法人大学評価・学位授与機構・独立行政法人日本原子力研究開発機構）、東日本高速道路株式会社工事開始、中日本高速道路株式会社工事区間変更、首都高速道路株式会社工事開始・料金の額及び徴収期間の変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、型式適合認定関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　一〇六
会社その他
会社決算公告　一〇六

告示

○東北地方整備局告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十八日

東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　南陽都市計画道路事業三・四・五号赤湯停車場線

三　事業施行期間　自平成二十六年十一月二十八日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山形県南陽市三間通字中蕨田及び字東蕨田、二色根字前川原、字堤端、字下川原、字上氷堂及び字下川原一、椚塚字川端並びに赤湯字西川原地内

使用の部分　山形県南陽市二色根字前川原地内

○東北地方整備局告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十八日

東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　石巻広域都市計画道路事業三・二・二号門脇流留線

三　事業施行期間　自平成二十六年十一月二十八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮城県石巻市三ツ股三丁目、三ツ股四丁目、築山三丁目、築山四丁目、大街道南三丁目、大街道南四丁目、大街道東二丁目及び大街道東三丁目地内

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十八日

東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　石巻広域都市計画道路事業三・二・二号門脇流留線

三　事業施行期間　自平成二十六年十一月二十八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮城県石巻市魚町一丁目、魚町二丁目及び魚町三丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東京都千代田区丸の内一丁目八番二四地内	前	三六・四〇～六四・〇〇メートル
	後	三六・四〇～四四・五〇メートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所